

国立大学法人京都大学入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和6年9月25日(水) 京都大学本部棟1階ミーティングルーム	
委員	委員長 木谷 庸二 (国立大学法人京都工芸繊維大学 教授) 委員 福井 智士(公認会計士) 委員 志部 淳之介(弁護士)	
審議対象期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日	
抽出案件(合計)	8件	(備考) 今回の審議対象期間においては、 再苦情の申立て及び同審議依頼は なし。
建設工事(小計)	7件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定適用対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	6件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回答
<p>議事に先立ち、出席者の紹介、施設部長の挨拶、委員会の概要説明</p> <p>【前回の委員会での議論等を通じて問題提起された事柄について、京都大学側より報告】 （※印は前回の意見等）</p> <p>※低入札価格調査においてより実効性のある方法を検討する。</p> <p>※施工体制確認審査に係る委員会資料を準備する。</p> <p>※予定価格の適正化を検討する。</p> <p>※入札時期の早期化を検討する。</p> <p>本学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について（報告）</p> <p>【京都大学側より、令和5年4月から令和6年3月に契約した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、入札・契約方式ごとに説明・報告】</p> <p>・特になし。</p> <p>建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</p> <p>【京都大学側より、委員会による抽出経緯の説明】</p> <p>・特になし</p> <p>【抽出案件の審議】</p>	<p>・昨年度の委員会以降は、業者から提出された書類を確認するだけでなく、必要に応じて業者への詳細な聞き取りを行うなどの調査を実施している。</p> <p>・低入札者が落札した場合の施工管理も強化している。</p> <p>・低入札価格調査を実施した案件と実施していない案件の工事成績の比較を行っているが、結果としては点数に差がない状況である。</p> <p>・今年度の資料では、施工体制確認審査を行った案件について、審査・評価方法の一覧や審査表等を添付している。</p> <p>・予定価格と入札価格に乖離があるような項目については、積算方法を一部見直している。</p> <p>・競争性確保のため、閑散期である年度初めの4月に入札公告を行う取組を一部実施している。</p>

意見・質問	回答
<p>建設工事：一般競争入札方式（政府調達に関する協定適用対象工事を除く） ○京都大学（南部）積貞棟増築その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式の場合、基準評価値を設定しているが、入札者の評価値が基準評価値を下回ることはあるのか。 ・参加業者が2者であるが、僅少となった理由は何か。 ・入札を3回を行っているが、一般的な方法であるのか。 <p>○京都大学（宇治）基幹・環境整備（屋外排水設備）（Ⅰ期）工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低落札率での契約であったが、工事の品質に問題はなかったのか。 ・低入札価格調査の結果、落札を決定するにあたり、施工に問題がないと判断することは可能なのか。 ・施工に問題がないと判断できるのであれば、なぜ施工体制評価点が0点なのか。 ・施工体制確認型を実施する必要があるのか。 ・管更生工事については、低落札率となることが多いとのことだが、予定価格の積算に反映することはできるのか。 <p>○京都大学（中央）基幹・環境整備（屋外給水設備等）（Ⅱ期）工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加算点の配点がマイナスとなる項目があるため、標準点と加算点の合計が100点を下回る可能性があり、その場合は入札者の評価値が基準評価値を下回ることがある。 ・病院を運営しながらの工事であり、難易度が高いと判断されたと考える。 ・今回は、1回目の入札の結果、予定価格と入札価格の乖離が少ないと判断し、2回目の入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内での入札とはならなかった。しかし、2回目の入札を終えた段階で、入札価格は予定価格をわずかに上回る程度であったため、3回目の入札を行うこととした。 ・設計図書で要求したとおりの施工であり、問題はなかった。 ・落札業者は管更生の専門業者であり、機材が揃っており自社での施工が可能であることから、経費を抑えることができ、また京都市の工事等も受注していることから、材料を共通仕入することにより、直接工事費を抑えることができる旨、ヒアリングで確認しており、施工に問題がないと判断した。 ・施工体制確認における審査については、「採点の手引き」に沿って行っているが、ヒアリングにおいて根拠資料で証明できないなど、一部でも確認できない項目があると0点となる審査方法である。 ・原則2億円以上の工事については、実施することになっており、ダンピング防止のために必要である。 ・現在調査をしており、予定価格の積算に反映するかについては、検討中である。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の入札公告では不調となり、条件を緩和したうえで 2 回目の入札公告を行っても入札者が 1 者のみであった理由は何か。 ・ 支障物が出る可能性がある点について、随意契約の協議を行った際に、業者はどのような意見であったか。 ・ 仕様書に、支障物が出た場合の対応について記載することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事については、屋外の給水管とガス管を更新するものであるが、埋設された支障物が出る可能性もあり工事の難易度が高く、敬遠されたと考える。 ・ 業者も支障物が出るリスクを鑑みて、高めの入札価格としていたことが協議の中でわかった。そのため、支障物が出た場合には都度協議することを話し合い、随意契約の締結に至ったものである。 ・ 原則、仕様書には工事目的物として必要となる事柄について記載をしており、不測の事柄については、変更契約にて対応することとしている。
○京都大学（南部）積貞棟増築機械設備工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約で決定した業者が入札に参加しなかった理由は何か。 ・ 低価格での見積書の提出があったとのことだが、低入札価格調査は行ったのか。 ・ 随意契約の場合も、品質確保のために、低価格に関する報告書等を作成しておく方がよいのではないか。 ・ 随意契約で決定した業者を選定した理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者に確認したところ、1 回目、2 回目の入札公告に参加しなかった理由は、技術者が不足していたためとのことであった。 ・ 低入札価格調査は随意契約の場合を前提としていないため、今回は低入札価格調査を行っていない。しかし、低価格での見積書の提出が可能であった理由については、業者にヒアリングを行っている。 ・ 現在も、予定価格と見積書の比較は行っているところであるが、どのような根拠資料を残しておくべきか、検討する。 ・ 複数の業者に受注可能であるかのヒアリングを行ったが、唯一受注可能と回答したのは当該業者のみであった。
○京都大学（南部）外来診療棟改修機械設備工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の入札で高落札率となったのは偶然か。 ・ 入札者が 1 者のみであった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は空調改修が主な内容であり、機器代が多くを占めており、入札者が予定価格に近い積算をすることが可能であったのではないかと考える。 ・ 技術者不足が要因であると考ええる。
○京都大学（桂）総合研究棟 I（A 2 棟）空調設備改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の入札価格について、予定価格との乖離が大きい理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は理系研究室の空調改修でありかつ居ながら改修のため、日程調整の手間や研究機器の養生等の費用について、多く見積もっていたことが原因と考える。

別紙

意見・質問	回答
<p>・入札者がリスクを積算に加味している部分については、ヒアリング等を通して事例を蓄積し、仕様書に反映していくのがよいのではないかと。</p> <p>建設工事：随意契約方式 ○京都大学（中央）文系学部校舎改修機械設備工事</p> <p>・2回の入札公告を行った結果、不落であったため、随意契約を締結したとのことであるが、一般競争入札に区分されている他の案件との違いは何か。</p> <p>・随意契約で決定した業者を選定した理由は何か。</p> <p>設計・コンサルティング業務：簡易公募型プロポーザル方式 ○京都大学（中央他）工学部総合校舎等空調設備改修設計業務</p> <p>・見積徴取を4回実施しているが、何回までできるのか。</p> <p>総括</p> <p>・今回の審議対象案件については手続き面では特段の問題はなく適切に処理されていた。</p> <p>その他</p> <p>【京都大学側より、今回の審議対象期間においては再苦情の申立て及び同審議依頼はなかったことを報告、令和7年4月からの委員について、各委員に引き続き委員再任のお願い、次回開催予定などの説明】</p> <p>・特になし。</p> <p>終了</p>	<p>・承知した。</p> <p>・本件は、一般競争入札時と工事内容や予定価格を変更したうえで随意契約を締結しているものである。一般競争入札に区分されている他の案件については、予定価格や条件を変更せずに随意契約を締結したものである。</p> <p>・複数の業者に受注可能であるかのヒアリングを行ったが、唯一受注可能と回答したのは当該業者のみであった。</p> <p>・何回までと決まっているものではなく、予定価格の範囲内となるまで見積徴取を行ったものである。</p>